

別表十三（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第47条から第49条まで（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度額20」の欄の記載に当たっては、当該金額（同表「26」の金額のうち法令第85条第1項第4号（保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「19」から控除して計算します。
- 3 法第48条第6項（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額27」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。